

人材開発支援助成金（事業展開等リスキング支援コース）設備投資加算に係る設備投資実施計画

事業展開促進機器等の導入の実施につき、次のとおり届けます。

1 事業展開等の種類	<input type="checkbox"/> ①事業展開を行う場合	<input type="checkbox"/> ②企業内のデジタル・デジタルトランスフォーメーション（DX）化を進める場合	<input type="checkbox"/> ③企業内のグリーン・カーボンニュートラル化を進める場合						
2 導入区分	<input type="checkbox"/> ①新規導入	<input type="checkbox"/> ②更新							
3 導入方法	<input type="checkbox"/> ①購入	<input type="checkbox"/> ②リース契約・ライセンス契約	<input type="checkbox"/> ③既存機器・設備等の変更						
4 導入する機器・設備等の内容 (仕様、数量、経費等)	整理番号	①品名・品番	②見積単価	③台数	④支払予定額	⑤導入予定日			
	1		円	台	円	年	月	日	
	2		円	台	円	年	月	日	
	3		円	台	円	年	月	日	
	4		円	台	円	年	月	日	
	5		円	台	円	年	月	日	
5 機器・設備等を導入する事業所・労働者数 (②、③欄は訓練開始日時点の人数を記載してください。)	①機器・設備等を導入する予定の事業所名 雇用保険適用事業所番号（4桁-6桁-1桁）		②導入予定事業所の 雇用保険被保険者数		③②のうち 訓練を受講する 対象労働者数				
			人		人				
	-		-						
6 導入する機器・設備等の活用方法、導入することによる効果									
7 機器・設備等の導入にあたっての 必須要件	<input type="checkbox"/> 導入（調達）方法は、購入、リース契約、ライセンス契約及び既存の機器・設備等の変更である。 なお、リース契約及びライセンス契約による場合は、当初の契約期間が1年未満であっても支障はないが、導入日から1年以上継続して契約する見込みがあることを要する。 導入費用は、一の導入にかかる費用（見積価格及び購入価格、消費税を含む。以下同じ。）が10万円以上である。 リース契約及びライセンス契約に係る導入費用の算定については、当初のリース契約期間の総契約額から1年間分のリース額を算出し、1年間分の契約額を算出し、当該費用を導入費用とする。 導入日の翌日から起算して1年を経過するまでは、導入した機器・設備等を処分（転用、譲渡、交換、貸付、取壊、廃棄、解約又は担保に供する場合等をいう。）してはならない。		<input type="checkbox"/> 次に該当する機器・設備等でないこと。 イ 通常の事業活動の維持のために用いられるもの（例：汎用事務機器、ネットワーク環境整備の導入・更新等） ロ パソコン、タブレット端末、スマートフォン及びその周辺機器 ハ 特種用途自動車以外の自動車 ニ 経営コンサルタント料、相談料、顧問料等の無形商材 ホ 不快感の軽減や快適化を目的としたもの（例：空調設備の導入・更新、照明機器の交換等） ヘ 自宅など対象事業所以外の場所に設置するようなもの（例：テレワーク用通信機器等） ト 法令等で義務づけられるものであって、当然整備すべきとされているもの チ 社会通念上、助成対象とすることが適切でないもの			<input type="checkbox"/> 助成対象の機器・設備等（左記に該当しない機器・設備等）であっても、次に該当するものに該当しない。 イ 事業主が私的な目的のために導入する機器・設備等 ロ 事業主以外の名義の機器・設備等 ハ 商品として販売又は賃貸する目的で導入する機器・設備等 ニ 現物出資された機器・設備等 ホ 機器・設備等に使用する原材料 ヘ 取得後に解約あるいは第三者に譲渡した機器・設備等 ト 国外で導入する機器・設備等 チ 支払いの事実が明確でない機器・設備等 リ 教育訓練機関の代表者と同一の者が代表者である事業主との取引による機器・設備等 ニ ス 資本的・経済的関連性がある事業主との取引により導入する機器・設備等 ル 事業主と密接な関係にあると認められる相手との取引による機器・設備等 ヲ 長期（1年以上）にわたり反復して更新することが見込まれないリース契約等により貸借した機器・設備等 ヲ 他の助成金や補助金等の支給（支給申請を含む。）に係る機器・設備等 カ 労働局長が行う現地調査において、その存在が確認できない機器・設備等			
8 備考欄									

【提出上の注意】

- 1 過去に設備投資加算の支給を受けている事業主の事業所において、新たに「設備投資加算に係る設備投資実施計画」（様式第21号）を提出する場合は、**当該訓練の訓練開始日時点で、前回の設備投資加算の支給決定日の翌日から起算して3年が経過していなければ、設備投資加算を受給することはできません。**
- 2 今回提出する職業訓練実施計画届とは別の職業訓練実施計画届において「設備投資加算に係る設備投資実施計画」（様式第21号）を提出していて、設備投資加算の支給決定・不支給決定を受けていない場合は、**今回提出する職業訓練実施計画届において「設備投資加算に係る設備投資実施計画」（様式第21号）を提出することはできません。**
- 3 「設備投資加算に係る設備投資実施計画」（様式第21号）を提出する場合は、**本社一括申請をすることはできません。**

【記載上の注意】

- 1 **2欄には**、助成金を受けようとする事業主の事業所に事業展開促進機器等が導入されていない状態から新たに導入する場合は「新規導入」に☑を、既に機器・設備等が導入されているが、より性能の高いものに変更する場合は「更新」に☑を付けてください。
- 2 **4欄には**、導入する機器・設備等の仕様、数量、経費等を具体的に記載してください。
リース契約・ライセンス契約に係る支払予定額については、当初の契約予定期間の総契約予定額から1年間分の契約予定額を算出し、当該費用を支払予定額とします。
- 3 **6欄には**、機器・設備等の導入し、事業展開等を促進するためどのように機器・設備等を用いるか、また、その結果として、事業展開等にどのような効果が見込まれるかを具体的に記入してください。
- 4 **7欄には**、全ての項目を確認の上、全てに☑を付けてください（全ての要件を満たさなければ、設備投資加算の対象にはなりません。）。

【変更届について】

既に届け出ている「設備投資加算に係る設備投資実施計画」（様式第21号）について、以下の変更事由が生じた場合には、定められた期限までに、「職業訓練実施計画変更届」（様式第2-1号）「設備投資加算に係る設備投資実施計画」（様式第21号）及び当該変更に関係する書類を添えて提出してください。
定められた期限までに変更届を提出せずに、機器・設備等の導入を実施した場合は、加算対象とはなりません。

<変更事由>

- ・導入する事業展開促進機器等の種類や数量の変更・追加
種類や数量の変更・追加をした事業展開促進機器等の導入予定日の前日までに変更届及び変更後の「設備投資加算に係る設備投資実施計画」（様式第21号）を再提出してください。
- ・事業展開促進機器等の種類や数量の変更・追加に伴い、導入する事業展開促進機器等の導入費用に変更が生じる場合は、関係する項目の記載内容を見直すとともに、変更後の事業展開促進機器等の見積書二社分と、導入予定の事業展開促進機器等の概要が分かる資料を添付してください。

また、上記の変更事由以外の変更が生じた場合には、設備投資加算の支給申請書の提出までに変更届及び変更後の「設備投資加算に係る設備投資実施計画」（様式第21号）を提出してください。

【支給申請の期限について】
なお、当初の職業訓練実施計画届の提出の際に「設備投資加算に係る設備投資実施計画」（様式第21号）を提出していない場合、変更届において追加で「設備投資加算に係る設備投資実施計画」（様式第21号）を提出してください。

支給申請書は、**全ての対象労働者に対して、賃金要件又は資格等手当要件を満たす賃金又は資格等手当を3か月間継続して支払った日の翌日から起算して5か月以内**に事業所の所在する都道府県の労働局に提出してください。